

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） 〈3・25揭示〉	1
正誤	
○正誤（令2・3・24付け 告示）	2

告 示

高知県告示第193号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の9割5分の数量を超えているため、同法第10条第2項の規定に基づき、令和2年3月25日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和2年3月25日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・3・24	号外14	○告示	1	左 (16)	くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。）	くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。）